

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年六月十九日法律第四十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十六条から第十八条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第五条から第十二条まで、第二十五条（許可製造者に係る部分に限る。）及び第二十六条（許可製造者に係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第三条の規定 平成三十二年十二月三十一日までの間において政令で定める日